

年金新ルール、支給試算 厚労省、賃金下落など想定

朝日新聞 2016年12月28日 05時05分

■厚生労働省が公表した3パターンの年金試算

	2026年度の 年金支給額	将来世代の年金 支給額（時期）
実質経済成長率が0.9%増などの場合	-0.2%	0.2%（42年度）
同0.4%増などの場合	-0.6%	0.6%（43年度）
0.2%減などの場合	-0.9%	2.5%（58年度）

支給額の増減は「抑制ルール」を適用しなかった場合との比較。将来世代の年金支給額の時期はマクロ経済スライドの終了時点

2021年度に導入される公的年金を抑制する新しいルールの試算で、厚生労働省は27日、賃金が下落した場合の結果を公表した。リーマン・ショック級の賃金下落でも、その後の賃金が上昇し続ければ5年後の支給額は現行ルールと比べて0.6%減にとどまる。新ルールは将来世代の支給水準を維持する狙いで、この想定なら43年度時点で0.6%増となる。

新ルールは、臨時国会で成立した年金制度改革法に盛り込まれた。いまの支給額は賃金下がっても物価が上がれば据え置かれるが、21年度からは賃金が下がれば物価にかかわらず減る。物価も賃金も下がれば、支給額の減少幅はより下がった方に合わせる。

今回の試算は21、22両年度の名目賃金下落率をリーマン・ショックが起きた08年度（マイナス0.5%）、翌09年度（同3%）と同じとし、その後は賃金が増え続けることを想定。5年ごとの財政検証で使う八つの経済シナリオのうち、3パターンを前提とした。

支給額を計算する賃金の下落率は前々年度までの3年分の平均のため、26年度ごろに最も大きな影響を受ける。中間的なケース（実質経済成長率が0.4%増）では、26年度は基礎年金の支給額が0.6%減る。実際の支給額の試算は公表されていないが、今の年金の価値で計算すると月300～400円程度の減少になるとみられる。

比較的成長率が低いケース（同0.2%減）では支給額は0.9%減る試算となり、比較的成長率が高いケース（同0.9%増）なら0.2%減に収まる。

いずれのケースも財源が浮くため、将来世代が受け取る額は現行ルールより増える。最も影響が大きくなる時期は支給額が増えた時に伸び幅を毎年1%程度抑える「マクロ経済スライド」の終了時点。高成長ケースなら42年度で0.2%増、中間的なケースなら43年度で0.6%増、低成長ケースなら58年度時点で2.5%増となった。それ以降の支給水準は一定になる。

賃金の下落幅をリーマン・ショック時の半分で試算したところ、3パターンとも新ルールは適用されず、支給額に影響はなかった。

改革法案の国会審議をめぐり、厚労省は10月に05年時点で新ルールが適用されていた場合の試算を公表した。だが、賃金が増え続ける前提で、民進党が反発して新しい試算の公表を求めた。27日に開かれた民進党の会合では「なぜ賃金が増えるのが2年だけなのか。リーマン・ショック前後も下がっており、前提が恣意（しい）的ではないか」などと疑問視する意見が出た。

日本総研の西沢和彦主席研究員は「足元の年金水準が低下すれば、将来改善するのは当然だ。実際には賃金が増減を繰り返す事態が起こりうる。19年に予定される次の財政検証では専門家の意見を聴いて現実に近い前提を出してほしい」と指摘。その上で、アベノ

ミクスで賃金上昇をめざす安倍政権が試算の公表に消極的だったことも踏まえ、「試算は政治とは距離を置いてもらいたい」という注文もつけた。(井上充昌)

年金カット法で0.6%減

賃金下落で厚労省試算

しんぶん赤旗 2016年12月29日(木)

厚生労働省は27日、臨時国会で成立した年金カット法で賃金下落した場合の試算を初めて公表しました。

リーマン・ショック時の賃金下落を反映させると、新ルール導入から5年後の2026年度には、基礎年金の支給水準は0.6%減ることが分かりました。(実質経済成長率が0.4%の中間的ケース)

試算では、21年度の賃金が0.5%減、22年度は3.0%減と仮定。支給額は、26年度に導入前より0.6%減り、影響が最も大きくなりました。

現在は、物価が上昇すれば現役世代の賃金下がっても支給額を据え置きますが、カット法では賃金下落にあわせて支給額を引き下げるためです。

一方、将来世代は、賃金上昇がずっと続けば、43年度に支給水準が0.6%増となるとしています。

厚労省はカット法強行時、賃金下落時の試算を明らかにすると表明していました。

解説

将来世代の給付減明らか

厚労省が公表した年金カットの新しい試算で、限定した条件でも、将来世代の年金額が下がる可能性があることが明らかになりました。「将来世代年金確保法案」という政府の主張がデタラメだと自ら認めるものです。

試算では、将来の所得代替率（現役世代の賃金に対する割合）が0.2～2.5%上昇するとしています。

しかし、基礎年金の所得代替率は、年金抑制の「マクロ経済スライド」によって約3割も減ることが見込まれており、将来世代の年金水準が下落することに変わりありません。

しかも、試算は、賃金下落するのは導入当初の2年間だけで、あとは賃金上昇が続くという非現実的な前提にたっています。国民への説明責任を果たしたとは到底いえず、カット法案実施の前提を欠いています。改めて試算を出し直し、カット法案の影響について

徹底検証すべきです。(深山直人)

TPP・年金カット法・カジノ法 自民 弁明大わらわ 「政策ビラ」

しんぶん赤旗 2017年1月3日(火)

自民党が、環太平洋連携協定（TPP）承認や年金カット法、カジノ解禁推進法など、国民多数の声を無視して強行した悪法の弁明に終始する政策ビラを出しています。

「ニッポンは力強く前へ進んでいます。」と題した政策ビラは、米国のトランプ次期大統領の「離脱」表明で発効が絶望的なTPPの承認を強行したことについて、「自由貿易を大切にする姿勢を明確にアピールした」と強弁。国会決議への違反も明白であるにもかかわらず、「守るべき国益は守る」と詭弁（きべん）を弄（ろう）しています。

「アベノミクス」については、昨年7月の参院選公約と同様に都合のいい経済指標を列挙するなど、国民の期待がうせるのをくい止めようと躍起です。

物価が上がっても賃金が下がれば年金を下げ、際限のない年金削減をもたらす「年金カット法」については、高齢者が受け取る年金額を「少し下げさせていただきます」とごまかしています。

刑法が禁じる賭博場・カジノを解禁するカジノ解禁推進法に関しては、「日本のあちこちにカジノができるわけではありません」と説明。「ギャンブル依存症対策」を強調するなど、弁明に必死となっています。



(写真)自民党の政策ビラ

試算！「配偶者控除」改正で家計はこう変わる

18年1月から専業主婦は損、パート主婦は得？

東洋経済 2016年12月31日

「配偶者控除」見直しで、主婦の暮らしは一体どうなるのか――。

自民・公明両党は12月8日に平成29年度税制改正大綱を決定した。焦点となったのは、所得税の「配偶者控除および配偶者特別控除」改正だ。配偶者控除とは、配偶者（妻）の年収が「103万円以下」の場合、世帯主（夫）の給与所得から38万円を控除し（＝差し引き）、世帯主の納税額を小さくする仕組み。世帯主が配偶者を養っていることを配慮し、妻の内助の功に報いるのが元々の狙いである。1961年創設と半世紀以上も前にできた制度だが、パート主婦が働く時間を年収103万円までに抑えるため、「103万円の壁」として批判されてきた。

今回の改正で、控除を最大に受けることができる妻の年収は、「150万円以下」に引き上げられる。また、「103万円超～141万円未満」で段階的に適用されていた控除も、「103万円超～201万円以下」へと拡大。これによって妻＝働く女性の就労促進を促す効果が期待される。さらに、配偶者控除が適用される世帯主の納税者には年収制限が付き、夫が高収入だと控除できなくなった。

2018年1月からは、控除を受けられなくなる（増税）家計と、新たに控除を受けられるようになる（減税）家計が出てくることになる。ここでは増減税になる代表的な家計パターンを紹介していきたい。

妻は年収 150万円まで可になった

まず、現在の配偶者控除と配偶者特別控除について、簡単におさらいをしておこう。

配偶者控除とは、納税者（世帯主＝夫）に所得税法上で扶養する配偶者（妻）がいる場合、38万円の所得控除が受けられるという内容である（70歳以上は48万円）。ただし、控除対象となる妻は要件を満たす必要があり、妻が給与所得者なら年収103万円以下でなければならない（年金受給者なら年金158万円以下）。扶養する妻を持つ夫は、課税対象となる所得を38万円分減らすことができ、その分、所得税が少なくなるというわけだ。

それでは、妻の年収が103万円を超えると直ちに控除がなくなるのかといえば、そうではない。配偶者控除とは別に、「配偶者特別控除」が設けられており、控除額は少しずつ減少していく形になる。妻の給与収入が141万円以上（年金収入なら196万円以上）だと、控除額がゼロになってしまう。さらに配偶者特別控除は、夫の年収が1220万円を超えると、そもそも適用されない（いずれも年金収入は65歳以上の設定）。

■ 妻はもっと働けるようになった

— 配偶者控除・配偶者特別控除見直しによる所得控除額の変化 —

【現状】

		夫の年収	
		1220万円以下	1220万円超
妻の年収	103万円以下	38万円	38万円
	103万円超～141万円未満	38万～3万円	ゼロ



【2018年1月～】

		夫の年収			
		1120万円以下	1120万円超～1170万円以下	1170万円超～1220万円以下	1220万円超
妻の年収	150万円以下	38万円	26万円	13万円	ゼロ
	150万円超～201万円以下	38万～3万円	24万～2万円	12万～1万円	ゼロ
	201万円超	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ

今回の改正のポイントは、まず、配偶者特別控除の適用要件が緩和されることだ。控除を最大に受けるには、扶養される妻の年収は、これまで「105万円未満」（年金収入なら160

万円未満)だったのが、今後は「150万円以下」(年金収入なら205万円以下)まで可能となる(夫の収入にもよる)。

また、控除が段階的に適用される、配偶者の適用要件も緩和。妻の年収「103万円超～141万円未満」(年金収入なら158万円超～196万円未満)であったのが、「103万円超～201万円以下」(年金収入なら158万円超～243万円以下)まで広がった。

もう一つのポイントとして、配偶者控除が適用される夫に年収制限が付くということ。夫の年収が「1120万円を超える」と控除額が次第に減り、年収「1220万円を超える」とゼロになる。従来は配偶者特別控除にのみ年収制限が付いていたが、今後はたとえ妻に収入がなくても、高額納税者である夫は配偶者控除を適用されなくなる。

つまり2018年からは、夫の年収が1220万円超か、妻の年収が201万円超なら、控除は全く受けられない、ということだ。

夫が高収入の専業主婦はどうなる

それではこの改正を機に、実際に家計が受ける損得はどうなるのか。ケース1は夫が高収入の専業主婦世帯、ケース2は夫が非正規のパート主婦世帯、ケース3は夫婦ともに年金世帯という、3つのケーススタディで増減税の影響を見ていきたい。

まずはケース1「夫が高収入の専業主婦世帯」から。

ケース1

夫が高収入の専業主婦世帯

夫50歳、妻48歳、

長男21歳、長女19歳、次女15歳

夫の年収1300万円

妻の年収ゼロ

→年12万0400円の増税

(参考)月の生活費

住居費	20万円
教育費	30万円
食費	10万円
保険・医療費	5万円
自動車維持費	5万円
水道光熱費	2万円
通信費	3万円
その他	5万円
貯金	0円

会員の夫(50)は年収1300万円、妻(48)は専業主婦で無収入、3人いる子どもはそれぞれ私立の学校に通学。長男(21)と長女(19)は私立大学に通い、次女(15)は私立の中高一貫校に通っている。今回の改正で、夫は年収上限を超えて配偶者控除を適用されないため、所得税・住民税で年12万0400円の増税になる。配偶者控除の38万円を受けられず、課税所得として加わるので、23%分の所得税がかかるからだ。さらに、住民税の配偶者控除33万円もなくなって、10%が課税されてしまう。

年収が高いから増税でも家計を維持できそうに思えるが、すでに毎月カツカツで貯金もできていない。所得税は累進課税ゆえ高収入だと高い税率を課される。固定費も高水準。住居費はマンションの住宅ローン返済中で維持費を含め月20万円、3人の子の教育費は月30

万円、保険料は月 5 万円、自動車維持費は月 5 万円かかる。高収入でも貯金はより厳しくなりそうだ。防衛策として、子の成長に伴い、生命保険を減らすのも手だろう。

次にケース 2 「夫が非正規のパート主婦世帯」。

ケース2

夫が非正規のパート主婦世帯

夫30歳、妻27歳、

長女2歳

夫の年収300万円

妻の年収150万円

→年5万2000円の減税

(参考)月の生活費	
住居費	12万円
保育費等	3万円
食費	5万円
保険・医療費	1万円
交通費	2万円
水道光熱費	1.5万円
通信費	2万円
その他	3.5万円
貯金	1万円

非正規で働く夫 (30) は年収 300 万円、妻 (27) はパートで働き年収 150 万円で、長女 (2) を認可保育所に預けている。今回の改正によって、夫は配偶者特別控除を受けることができるようになり、所得税・住民税で年 5 万 2000 円の減税を享受できる。所得税の配偶者特別控除 38 万円 (所得税率 5%) と、住民税の配偶者特別控除 33 万円が適用されるからだ。家計を見ると、住居費は賃貸住宅で月 12 万円、子どもが小さいので保育費やオムツ代などに月 3 万円必要になる。が、保険は最小限のものに入り、自動車も保有せず、生活費を抑えて毎月 1 万円を貯金している。減税の恩恵でわが子の習い事も一つくらい始められそうだ。

年金夫婦にはささやかなプレゼント？

最後にケース 3 「夫婦ともに年金世帯」はどうか。

ケース3

夫婦ともに年金世帯

夫67歳、妻67歳

夫の年金250万円

妻の年金200万円

→年5万2000円の減税

(参考)月の生活費

住居費	5万円
食費	7万円
保険・医療費	2万円
自動車維持費	5万円
水道光熱費	2万円
通信費	1.5万円
その他	10万円
貯金	2.5万円

夫（67）の年金額は250万円、妻（67）の年金額は200万円。現役時代はそれぞれ正社員として、定年まで高収入で働いていた。今回の改正に伴い、夫は配偶者特別控除を受けることができ、所得税・住民税で年5万2000円の減税となる。所得税の配偶者特別控除38万円（所得税率5%）と、住民税の配偶者特別控除33万円を適用されるためだ。

家計について、住居費はローン完済で維持費のみだから月5万円、自動車は保有しておりガソリン代などで月5万円。旅行と孫にプレゼントをあげるのが趣味で、その他の支出は多く月10万円だ。長生きリスクに備え、月2万5000円の貯金もしている。悠々自適とまでは言えないが、普通の生活をしていく分には、減税はささやかな”プレゼント”と言えるかもしれない。

このように配偶者控除見直しに伴い、それぞれの家計が受ける影響はさまざまである。高収入でもカツカツ家計は増税になったり、ゆとりのある年金生活者が減税になったり、といったケースが出てくる。夫婦ともに非正規で働く共働き世帯にとっては、妻がもっと働いて収入を上げようというモチベーションにつながるかもしれない。いずれにせよ制度改正に備えて、各家庭でその影響を考え、働き方や家計のあり方をもう一度見直す機会を作りたいものだ。

年収1200万円→3万円増税 1月から税・年金どう変わる？（1/2ページ）

夕刊フジ2017.01.01

1月からこう変わる	
給与所得控除の上限引き下げ	年収1000万円超の会社員は控除額が220万円になり、負担増に
「スイッチOTC薬」控除	購入額で年間1万2000円を超えた分を課税所得から控除し、税負担を軽減
個人型確定拠出年金の対象拡大	公務員や主婦らも加入できるようになり、老後資金を蓄えやすく

1月からこう変わる

所得区分	課税額
1000万円以下	0円
1200万円以下	270円
1500万円以下	470円
2000万円以下	670円
3000万円以下	870円
4000万円以下	1070円
5000万円以下	1270円

■市販薬→税負担を軽減

1月1日から税や年金など暮らしに身近な制度が変わる。「給与所得控除」の見直しでは高所得のサラリーマンが増税になる一方、「スイッチOTC薬」と呼ばれる市販薬を購入した際に税負担を軽減する仕組みが導入される。個人で年金資産を運用する個人型確定拠出年金は主婦や公務員らも対象になり、運用益が非課税になるなどのメリットがある。(万福博之、飯田耕司)



給与所得控除は、会社員の給与収入から一定額を「必要経費」として自動的に差し引き、所得税などの課税対象額を少なくできる仕組み。現在は、年収が1200万円を超える人は一律で控除額の上限である230万円が適用されている。

1月からは控除額の上限が230万円から220万円に引き下げられ、年収1千万円超の人に適用される。財務省によると、夫婦・子2人の世帯で夫の年収が1200万円なら約3万円、年収1500万円なら約4万円の増税になる。

薬を購入した際の税負担を軽減する仕組みも始まる。対象は、医師の処方箋が必要な医療用医薬品を市販薬に転用したスイッチOTC薬。第一三共ヘルスケアの「ロキソニンS」など品目数は1500超に上る。

世帯の購入費用が年1万2千円を超えれば、超えた額(上限8万8千円)が課税所得から控除される。所得税率20%の世帯で、購入費が2万円なら8千円が課税所得から差し引かれ、1600円分の所得税負担が減る。ただ、現行の医療費控除との併用はできない。

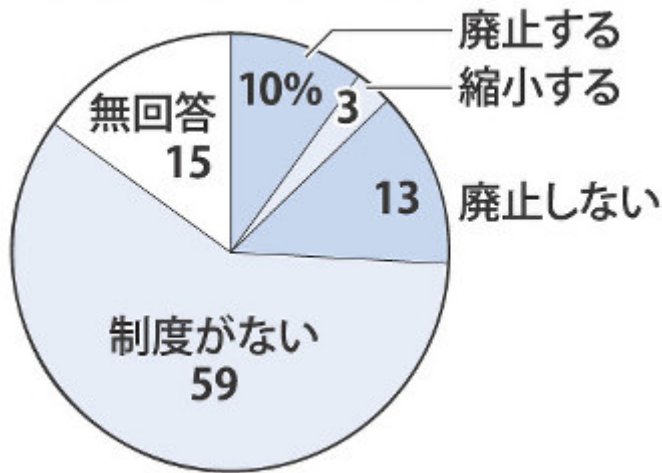
1月4日からは所得税や相続税など国税のクレジットカード納付もスタート。国税庁のホームページなどから専用画面にアクセスし、カード情報を入力すれば納税できる。カードのポイントをためたい人には朗報だが、利用手数料の1万円当たり82円は本人負担になるので注意が必要だ。

また、1月からは私的年金の一つである個人型確定拠出年金に主婦や公務員などが加入できるようになる。加入者は運用益が非課税になるなど、老後資金を準備しやすくなる。

配偶者手当「廃止する」10% 制度ない6割

毎日新聞 2017年1月3日

配偶者手当の廃止を検討している？



配偶者手当の廃止を検討している企業の割合

毎日新聞が124社を対象に実施した主要企業アンケートでは、配偶者手当について「廃止する」と答えた企業が10%（12社）あったほか、既に廃止したなど制度がない企業が59%（73社）に上り、配偶者手当をなくす流れが大勢となっていることが分かった。「縮小する」との回答は3%（4社）で、「廃止しない」は13%（16社）にとどまった。

配偶者手当がある企業の多くは、所得税の配偶者控除に支給条件を合わせており、配偶者の年収が103万円を超えると支給しないことが多い。手当を受け取るために配偶者（多くは妻）が働く時間を抑えるケースもあり、配偶者控除とともに「女性の就労を妨げている」との指摘がある。

inRead 政府は2017年度税制改正で、控除が満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げる方針。パートの人は勤務時間を増やせるが、企業の配偶者手当の支給基準が変わらなければ働く時間を抑える傾向が続くとみられるため、政府は企業にも見直しを求めている。経団連は、加盟企業に配偶者手当の廃止や縮小を呼びかける方針だ。

アンケートで「廃止する」と答えた企業は、理由として「女性の就労を後押しする」（三菱マテリアル）、「少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため」（京セラ）、「職務と成果に基づく処遇体系にするため」（T&Dホールディングス）などを挙げた。

廃止しない企業は「廃止によって不利益を被る社員の納得を得られない」（電力）などと説明した。「今後の社会情勢などから判断する」（鉄道）と廃止を視野に入れた回答がある一方、「（廃止するか）検討したことがない」（物流）という回答もあった。

また、配偶者手当を他の手当に切り替える動きについても聞いた。19%（24社）が既に「切り替えた」と回答し、「検討している」も12%（15社）あった。「育児や介護をしている社員を支援する」との理由から、「子ども手当」や「介護手当」などへの切り替えが目立った。【立山清也】